

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名 (所管課) | 開始年度 | 予算額(千円) | 概要 |
|---------------------------------|--------|--|--|---------|---|
| 千葉県 | 啓発・広報 | 障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすための事業 (障害福祉課) | 平成17年度 | 75,547 | 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、個別の差別事案を解決する相談活動を実施すると共に、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすための取り組みを幅広い県民運動へ展開させる |
| | 生活支援 | 中核地域生活支援センター事業 (健康福祉指導課) | 平成16年度 | 325,834 | 千葉県では、子ども、障害者、高齢者など対象者横断的な施策展開を図る健康福祉千葉方式を推進しており、その一環として福祉の総合相談機能、権利擁護機能・地域総合コーディネート機能を併せ持ったセンターを設置している |
| | | 福祉サービス第三者評価推進事業 (健康福祉指導課) | 平成15年度 | - | 福祉サービスの質向上と利用者の良質なサービス選択に資するため、施設等の提供するサービスを中立・公正な第三者機関が専門的かつ客観的に評価を行う事業を推進する |
| | | 身体拘束廃止推進事業 (障害福祉課) | - | 140 | 虐待防止や身体拘束の廃止に向けて、施設管理者にとどまらず、サービス管理責任者、サービス提供者等を対象とする研修等を行う |
| | | 知的障害者自活訓練設備整備事業補助金 (障害福祉課) | 平成19年度 | 10,725 | 知的障害者更生施設等が利用者の地域移行のための訓練の場として自活訓練施設を整備する場合にその経費を一部補助する 2か所への補助を予定 |
| | | 保健所社会復帰相談指導事業(保健所デイケアクラブ事業) (障害福祉課) | - | 7,627 | 作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を通じて、回復途上にある精神障害者の社会適応を図る |
| | | 障害児等療育支援事業 (障害福祉課) | 平成12年度 | 59,101 | 地域にある障害児施設等の専門機能を活用し、在宅の障害児(者)等に対し訪問や外来による療育相談・支援を行うとともに、保育所等に専門職員を派遣し障害児等の療育に関する技術指導を行う |
| | | 地域移行推進補助事業 (障害福祉課) | 平成19年度 | 6,923 | 施設の入所者で、地域移行を希望する者に対し、地域移行に関する相談支援等を行う推進員を配置した施設に補助を行い、施設から地域への移行を推進する |
| | | グループホーム等支援事業 (障害福祉課) | 平成18年度 | 67,390 | 障害者グループホーム等の質の充実とグループホーム等利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助、世話人等従事職員への研修を行う |
| | | 知的障害者グループホーム等建設事業 (障害福祉課) | - | 110,000 | 知的障害者グループホーム等を整備しようとする者に対して経費の一部を補助する |
| | | 障害者生活ホーム等運営事業 (障害福祉課) | 昭和61年度 | 69,468 | 独立した生活を求めている障害者、あるいは家庭における養育が困難な障害者等に対し、居室を提供し日常生活及び社会的適応に必要な各種の支援を行なう障害者生活ホームの運営に要する経費等に対し補助する |
| | | 障害者グループホーム等支援事業 (障害福祉課) | 平成17年度 | 68,000 | 障害者グループホーム等のバックアップ体制の充実強化を図るため、支援ワーカーを配置し、利用者や世話人に対する相談支援等を行う |
| | | 障害者グループホーム等建設費補助金 (障害福祉課) | - | 110,000 | 市町村、社会福祉法人等がグループホーム等を設置する場合、建設に要する経費の一部を補助する |
| | | 精神障害者ふれあいホーム運営事業 (障害福祉課) | 平成14年度 | 2,808 | 地域での生活を希望する精神障害者に対し、住宅を提供し、日常生活や社会適応に必要な援助を行う精神障害者ふれあいホームの運営に要する経費に対し補助する |
| | | 重度・重複障害者等ケアホーム運営事業補助 (障害福祉課) | 平成17年度 | 5,634 | 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な障害者が入居し、生活するケアホームの運営費に対し助成する |
| | | グループホーム、ケアホーム等運営費補助 (障害福祉課) | 昭和61年度 | 128,800 | 障害者自立支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)の支援の充実を図るため、運営費等に対する助成を実施する |
| 短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業 (障害福祉課) | 平成19年度 | 6,372 | 強度行動障害者(児)を受け入れる短期入所事業所に対して加算を行い、地域で生活する処遇困難者の受け皿を増やし、保護者等の負担を軽減する | | |

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名 (所管課) | 開始年度 | 予算額(千円) | 概要 |
|--------------------------------|--------|----------------------------------|--|---------|--|
| 千葉県 | 生活支援 | 地域活動支援センター等支援事業 (障害福祉課) | 平成18年度 | 25,950 | 地域活動支援センターや小規模作業所等の運営の安定と職員の待遇の改善を図ること等を目的に、重度加算、一般就労加算、家賃補助を実施する |
| | | 障害者地域生活体験事業 (障害福祉課) | 平成20年度 | 7,400 | 在宅の障害者や、精神科病院に入院している精神障害者、知的障害者援護施設入所者等で、グループホームへの入居や地域での自立生活を希望する者に対し、生活体験の場を提供する |
| | | 知的障害者相談員設置事業 (障害福祉課) | 昭和43年度 | 3,093 | 障害者及びその家族等の更生相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、福祉事務所や行政機関と連携して、障害者福祉について、積極的に啓発普及活動をすすめ、地域活動の中心的担い手となることを目的として知的障害者相談員を設置する |
| | | 身体障害者相談員設置事業 (障害福祉課) | 昭和42年度 | 5,959 | 障害者の更生相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、福祉事務所や行政機関と連携して、障害者福祉について、積極的に啓発普及活動をすすめ、地域活動の中心的担い手となることを目的として身体障害者相談員を設置する |
| | | 経過的心身障害者小規模福祉作業所運営費補助 (障害福祉課) | 平成19年度 | 62,850 | 市町村が心身障害者小規模福祉作業所の運営費について補助した経費に対し、平成21年度まで経過的に補助する |
| | | 経過的精神障害者共同作業所運営費市町村補助 (障害福祉課) | 平成19年度 | 24,772 | 市町村が精神障害者共同作業所の運営について補助した経費、共同作業所が指導員を増員して雇用した経費に対し、平成21年度まで経過的に補助する |
| | | 地域活動支援センター事業補助 (基礎的部分) | 平成19年度 | 32,925 | 市町村が、地域活動支援センターに移行した精神障害者地域生活支援センターや心身障害者小規模福祉作業所等の運営費について補助した経費に対し、平成21年度まで経過的に補助する |
| | | 全国障害者スポーツ大会 (障害福祉課) | - | 17,439 | 「全国障害者スポーツ大会」へ選手団を派遣する |
| | | 障害者スポーツ等普及・育成事業 (障害福祉課) | 平成19年度 | 5,000 | 平成22年度に千葉県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて選手の育成を図る |
| | | 単独型ショートステイ加算事業 (障害福祉課) | 平成18年度 | 4,894 | 障害児(者)が単独型ショートステイ事業所を利用した場合に、市町村が事業所に支払う介護給付費等に乗せ補助を行う |
| | | 短期入所特別支援(強度行動障害者)加算事業 (障害福祉課) | 平成19年度 | 10,592 | 強度行動障害者(児)を短期入所で受け入れる施設に対して加算を行い、地域で生活する処遇困難者の地域移行を推進する |
| | | 単独型ショートステイ加算事業 (障害福祉課) | - | 4,100 | 施設併設を要件としない単独型の短期入所事業所に対して、上乗せ補助を実施する4か所程度を予定 |
| | | 強度行動障害者施設整備(改修)費補助 (障害福祉課) | - | 4,200 | 千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園において処遇を受け、一定程度強度行動障害が軽減した者を受け入れる施設、あるいは、現に強度行動障害者の処遇を行っている施設において、施設改修を必要とする場合の一部を補助することで、袖ヶ浦福祉センター更生園の新たな利用者受入体制を確保するとともに、民間施設における利用者の処遇向上を図る |
| | | 強度行動障害者等県単加算事業 (障害福祉課) | - | 15,425 | 設備上の制約や受入人数等の理由で国の強度行動障害者(児)に対する加算が受けられない施設に対し加算を行い、処遇困難者の受け皿を増やす |
| | | 鉄道駅エレベーター等整備事業補助 (交通計画課) | 平成9年度 | 200,000 | 高齢者や障害者をはじめとして全ての県民が、鉄道駅での乗降がスムーズに行えるよう、既存駅舎への障害者対応エレベーター等の設置に要する費用について、市町村に対し補助を行う |
| 超低床ノンステップバス等整備事業費補助 (交通計画課) | 平成13年度 | 11,300 | 公共交通機関としてのバスの利用促進を図るとともに、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の基本方針の目標とする超低床ノンステップバスの導入及びバス車両全体の低床化を誘導するために、路線バス事業者が行う超低床ノンステップバス等の整備に対し補助を行う | | |

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名 (所管課) | 開始年度 | 予算額(千円) | 概要 |
|------------------------------------|-------|--|--|---------|---|
| 千葉県 | 生活支援 | 聴覚障害者用 メール110番システム事業 (県警本部) | 平成16年度 | 217 | 聴覚障害を有する方や言葉が不自由な方が緊急事態に遭遇した場合に、携帯電話のメールによる110番通報を可能にした「メール110番」のシステムを運用している |
| | 教育・育成 | すこやか保育支援事業 (児童家庭課) | 平成17年度 (障害児保育費補助は昭和60年度) | 234,113 | 多様な保育ニーズに応えるため、保育所が自主的に企画する乳児保育、障害児保育(特別児童扶養手当支給対象児を含む障害児の受入れを実施する保育事業)及び長時間保育の3事業や地域の実情に即した事業の実施に対し助成する |
| | | 小規模放課後児童クラブ補助事業 (児童家庭課) | 平成17年度 | 7,080 | 児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る事業で、市町村が行う国庫補助対象外の放課後児童クラブの運営に必要な経費(障害児受入加算あり)に対して補助することにより、設置促進を図る |
| | | 福祉塾・ジュニア福祉塾開催支援事業 (健康福祉指導課) | 平成16年度 | 1,300 | 福祉塾及びジュニア福祉塾補助金交付要綱に基き、13箇所において実施する。 |
| | | コミュニティソーシャルワーカー育成事業 (健康福祉指導課) | 平成20年度 | 4,490 | 地域における第一線の相談機関に従事している者等を対象に、コミュニティソーシャルワーカー育成研修(専門)を実施し、新しい地域社会づくりに貢献できる人材の育成・資質の向上を図る。また、既存地域福祉フォーラム参加者、市町村社会福祉協議会地区役員、民生委員児童委員、NPO職員などを対象として、コミュニティソーシャルワーカー育成研修(基礎)を実施し、地域において活躍する者の育成・スキルアップを図り、既存地域福祉フォーラムの基盤強化及び設置を促進する |
| | | 心身障害児就学指導委員会 (教育庁特別支援教育課) | - | 616 | 障害のある児童及び生徒の適切な就学指導を行う 市町村教育委員会より通知を受けた特別支援学校該当者について、専門家等の意見を聴き、適切な就学先等について審議する |
| | | ノーマライゼーション学校支援事業 (教育庁特別支援教育課) | - | 2,890 | 学校サポーターが障害のある子や発達につまずきのある子の学校生活と地域生活の課題に関する相談を受け、学校のニーズと保護者のニーズに基づき、関係者や関係する支援機関とのコーディネートを行う。また、相談員の専門性向上の内部研修、相談員候補者向けの外部研修や県民の意識啓発を図るためのフォーラムを開催する |
| | | 特別支援アドバイザー事業 | 平成21年度 | 55,368 | 各教育事務所に専門性のある特別支援アドバイザー19名を配置し、要請に応じて、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等へ派遣する。特別支援アドバイザーは、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、派遣先の教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し助言・援助を行い、特別支援教育の充実を図る |
| | | 特別支援学校修学旅行安全対策事業 (教育庁特別支援教育課) | - | 3,000 | 県立特別支援学校で医療的ケアを必要とする重度・重複障害児等が参加する修学旅行について、医師・看護師を派遣し、児童生徒の健康・安全の確保を図る 近年、児童生徒の重度・重複化が進み、各学校に医療的配慮を必要とする児童生徒が在籍している状況がある。それらの児童生徒が参加する修学旅行に対して、必要と認められる場合に対応する |
| | | 特別支援教育社会人ボランティア養成・派遣事業 (教育庁特別支援教育課) | 平成20年度 | 1,000 | 特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、NPO等と委託契約を結び、学校生活の補助を行うボランティアを派遣するためのシステムを構築する |
| | | 非常勤講師配置事業(多様な生徒対応) (教育庁教職員課) | - | 22,974 | 日本語の意思疎通が困難な生徒等の在籍する学校に状況に応じて配置する 取り出し授業やティームティーチングなどの実施に充てる |
| 「福祉のまちづくり条例」に伴う県立学校整備事業 (財務施設課) | - | 7,000 | 福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則において、学校が「公益的施設」に位置付けられていることから、高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう条例整備基準への適合化を図るため、県立学校に障害者トイレ、階段手摺り、スロープ等を整備する | | |

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名 (所管課) | 開始年度 | 予算額(千円) | 概要 |
|------|-------|--|--------|---------|---|
| 千葉県 | 雇用・就業 | 障害者就業支援キャリアセンター事業 (産業人材課) | 平成15年度 | 28,771 | 障害者の就労・雇用促進に際し、就労支援コーディネーター及び特例子会社等設立コンサルタントの配置を委託し、障害者の就労・職場定着の支援、特例子会社等の設置促進を行う。特に、就労支援の難しい精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援に積極的に取り組み、就労継続、離職後の再就職を支援する |
| | | 企業支援員(障害者雇用アドバイザー)事業 (産業人材課) | 平成19年度 | 18,067 | 障害者雇用の理解の促進と継続(長期)雇用を支援するため、県内の障害者就業・生活支援センター6箇所に企業支援員を配置し、障害者雇用の経験のない事業主に対して、障害者雇用の成功例の紹介などを行い、企業の障害者雇用への不安を取り除くとともに、すでに障害者を雇用している企業に対して雇用管理上のアドバイス等を行う |
| | | 笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス事業 (産業人材課) | 平成20年度 | 220 | 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業、事業所を認定し、これを広く県民に周知することにより、障害のある人の雇用の一層の理解と促進を図る |
| | | 障害者就労支援員の養成事業 (産業人材課) | 平成20年度 | 756 | 障害者就業・生活支援センターを担っていく就労移行支援事業者の職員に対し、研修会への参加や特例子会社等での実習を行い、障害者を雇用する企業の視点から質の高い就労支援ができる人材の育成を図る |
| | | 「ともに働く」への第一歩事業 (産業人材課) | 平成21年度 | 709 | 障害者雇用の経験のない事業主等を対象とし、積極的に障害者を雇用している企業の事業主との意見交換等を開催し、障害者雇用への理解を促すとともに、就労支援施設の利用者及びその家族を対象に、働く障害者等との意見交換、企業での実習体験を通じ、一般就労への意欲の向上を図る |
| | | 農業チャレンジ支援事業 (担い手支援課) | 平成17年度 | 2,000 | 千葉県アグリチャレンジファーム(平成17年8月開設)において、車椅子の方が農業体験できる福祉区画を1区画設けている |
| | | 知的障害者の雇用促進のための「チャレンジドオフィスちばの設置」 (総務課) | 平成19年度 | 7,000 | 県庁における知的障害者の雇用を促進し、県庁で働いた経験を生かし、民間企業等の社員へステップアップしていくとともに、運営を通じて得たノウハウ等を、市町村や民間企業等に積極的に紹介し、千葉県における障害者雇用の推進につなげるため、「チャレンジド オフィス ちば」を開設したオフィスでは、知的障害者5名を雇用し、本庁各課の文書集発、封入作業、コピー等簡易な入力作業を行っている |
| | | 精神障害者社会適応訓練事業 (障害福祉課) | - | 5,055 | 回復途上の精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に関する持久力、環境適応能力等を養うための訓練を行う 協力事業所の情報を各相談機関に提供し、利用者の拡大に努めるほか、事業のあり方については運営協議会等で引き続き検討していく |
| | 保健・医療 | 臓器移植対策普及啓発事業 (疾病対策課) | 平成9年度 | 238 | 臓器移植法第3条の規定により、移植医療に関して県民の解を深めるための普及啓発事業を行う |
| | | 「地域リハビリテーション支援体制」の整備 (健康づくり支援課) | 平成14年度 | 8,682 | 障害者や高齢者が住みなれた地域で生き生きとした生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係機関等が連携し、速やかに連続したリハビリテーションが受けられる「地域リハビリテーション支援体制」の整備を図ります。 |
| | | 「脳卒中リハビリテーション支援体制」の整備 (健康づくり支援課) | 平成21年度 | 5,318 | 千葉県脳卒中リハビリテーション協議会を設置し、地域におけるモデル事業等を行うとともに、回復期リハビリテーション病床等のリハビリテーション資源の充実方策、脳卒中のリハビリテーションに係る地域の連携体制の構築を図る。 |
| | | 障害児(者)の医療サポートを充実する事業 (障害福祉課) | - | 300 | 「受診サポート手帳」を関係団体や市町村の障害福祉窓口等で希望者に配布します。また手帳の普及に伴い、引き続き手帳・周知用ポスター等の増刷を行う。 |
| | | 障害者の総合健康診断事業 (障害福祉課) | - | 300 | 知的障害者・精神障害者及び認知症の高齢者が十分な健康管理ができるように、円滑な医療機関を受診するためのノウハウを、報告書としてまとめ、普及のためのセミナーを開催。 |

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名 (所管課) | 開始年度 | 予算額(千円) | 概要 |
|------|--------------|--|--------|---------|---|
| 千葉県 | 保健・医療 | 訪問看護ステーションにおける精神障害者の包括的支援モデル事業 (障害福祉課) | 平成20年度 | 10,000 | 訪問看護ステーションに精神保健福祉士を配置し、退院して地域で暮らす精神障害者に継続的で包括的な支援を行うモデル事業を実施する。 |
| | 情報・コミュニケーション | 「誰でも使えるホームページ」の普及・推進をする事業 (健康福祉指導課) | 平成16年度 | 183 | インターネットの普及により、障害者の利用も増加していることから、JIS及び県の基準に準拠した基準を設け、この基準により「誰でもつかえるホームページ」の普及・促進を図る |
| | | 「誰にもやさしい」まちづくり事業 (健康福祉指導課) | 平成17年度 | 3,374 | 障害者等の外出時の不安をなくし、活動の幅を広げるため、千葉県ホームページ上にバリアフリー情報を提供する「ちばバリアフリーマップ」のシステムの保守管理業務委託を行う |
| | | 福祉施設等総合情報提供システム(ちばウェル・ナビ)運営事業 (健康福祉指導課) | 平成15年度 | 4,914 | 県民が適切な福祉サービスを利用するためには、各種福祉サービスの情報提供・公開が不可欠なので、福祉サービス情報公開総合システムの情報の質及び量を拡充する |
| | | 議会傍聴者手話通訳 (議事課) | - | - | 本会議及び委員会において傍聴希望者から事前に手話通訳の申込みがあった場合、手話通訳者を「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会」に派遣依頼し、傍聴席又は委員会室で手話通訳を行う |